記入例：相続で出生からの戸籍を請求　（ 何が何通でてくるか分からない場合 ）

分かる範囲で正確にお願いします

戸籍に関する証明書の交付請求書（郵送用）

請求番号：DX

（1）必要な証明書の本籍・筆頭者

記入日：令和 8 年 9 月 3 日

本籍	東京都北区王子１ 丁目 １２ 番地 7		
筆頭者氏名 ※戸籍の最初に記載のある方で、亡くなられても変わりません	フリガナ キタ ク エイ イチ 北区 栄一 明・大・昭・平・令 ２年 ２月１１日生	だれの記載のある証明が必要ですか	フリガナ シブ サワ サクラ コ 渋沢 桜子 明・大・昭・平・令 １５年４月７日生

（2）必要な証明書の種別

※ 北区の場合、戸籍の電算化（コンピューター化）は、平成19年11月3日となります。

戸籍	全部事項証明書（戸籍謄本）	450円	通	附票	全部	300円	通
	個人事項証明書（戸籍抄本）だれの（ ）	450円	通		個人 だれの（ ）	300円	通
除籍	全部事項証明書（除籍謄本）	750円	通		☐ 戸籍の表示（本籍・筆頭者） 附票に戸籍の表示の記載する希望は☑してください。 ない場合は省略となり、第三者による請求時は、使いみちを のうえ理由が相当と認められるときは記載いたします。		
	個人事項証明書（除籍抄本）だれの（ ）	750円			明が必要な住所または在外選挙人名簿登録など、その他記載を するものがあれば、以下の（ ）内にご記載ください。 明が必要な住所、または記載を希望するもの ）		
改製原戸籍	謄本	750円					
	抄本 だれの（ ）	750円					
電子	【識別符号】（戸籍の請求は無し） 電子戸籍パス	400円			証明を発行することができないこと （戸籍の附票 廃棄証明）	0円	通
	除籍電子戸籍パス	700円			明書 だれの（ ）	300円	通
	【識別符号】（戸籍とセットで請求） 電子戸籍パス	0円			明書	300円	通
	除籍電子戸籍パス	0円			籍の附帳に記載のない証明書	300円	通
不在籍証明書		300円					
廃棄証明書		0円					

受理証明書	350円	通	届書記載事項証明書	350円	通	届書等情報内容証明書	350円	通

※ 受理証明書、届書情報内容証明書などをご請求の方はご記入ください。婚姻届、離婚届などはお2人分のお名前をお願いします。

届出年月日 昭・平・令 年 月 日　　だれの（ ）

届出の種類 ☐出生 ☐死亡 ☐婚姻 ☐離婚 ☐その他（ ）　生年月日（ ）

（2）と（3）を両方とも記入された方は、証明書が重複する場合があります。左記に必ず☑をご記入ください。

☑重複分は請求しない

☐重複分も請求する

一生分の戸籍をお求めの場合は、この部分は何もご記載いただかなくても結構です。

★手続で「どのような記載のある証明書が必要か」がわかる場合はご記入ください。

（亡くなった方の氏名：渋沢 桜子）（生年月日：昭和１５ 年 4 月 7 日）（亡くなった日：令和 8 年 7 月２２ 日）（関係性：母）

☐ 亡くなったことが分かる戸籍のみが		（ ）通必要	
☑ 亡くなった人について	出生から亡くなるまでの戸籍が（北区が本籍の戸籍のみ発行可）	3	セット必要
	（ ）から（ ）までの戸籍が	各（ ）通必要	
☐ （ ）と（ ）の関係がわかる戸籍が		各（ ）通必要	
☐ その他（ ）		各（ ）通必要	

（3）1か月以内に届出（出生、死亡、婚姻、離婚など）をした方は、可能な限りご記入ください。

（いつ：令和 年 月 日）（だれの： ）（届出の種類： 届）（届出をした役所： ）

（4）請求者の情報および請求理由

公的年金、児童扶養手当、その他役所の手続きなど、手数料が無料になる場合があります。使いみち、提出先を差し支えない範囲でご記入ください。

日中つながる電話番号を必ずご記載ください。

差し支えない範囲で使いみちや提出先をご記載ください。

住所	〒３７０－２２９２ 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 丁目 161 番 1 号
電話番号	① TEL 070-1234-5678 ② kanraha-yukoutoshi-4649@gmail.com ※平日の昼間に連絡の取れる携帯電話、固定電話のほか メールアドレス、FAX番号など可能な限り複数ご記入ください。
氏名 生年月日	フリガナ シブ サワ 渋沢 あすか 大・昭・平・令 ４１年 ５月 ２３日生
筆頭者または必要な方との関係	① ☐筆頭者本人　☐配偶者　☐子 ② 戸籍に載っている（桜子）　☐配偶者 ☑子 ☐孫 ☐父母 ☐祖父母 ③ ☐その他（ ） ※委任状や親族関係を確認できる疎明資料などが必要となる場合がございます。
使いみち	☐公的年金（国民、厚生、国・地共済、私学共済、農林など） ☐パスポート申請 ☑相続 ☐児童扶養手当（児童手当とは別の制度です） ☐特別児童扶養手当 ☐税申告 ☐その他（ ）
提出先	☐年金事務所／日本年金機構 ☐パスポートセンター ☑法務局 ☐役所 ☑税務署 ☑金融機関 ☐保険会社 ☐その他（ ）

R8.11.Ver.